

平成 2 7 年 1 月
定 例 教 育 委 員 会 会 議

会 議 録

平成 2 7 年 1 月 2 6 日 開 催

会 議 録

開催日時	平成27年1月26日（月）	午後3時	開会																
		午後4時52分	閉会																
場 所	旭川市教育委員会 会議室																		
出席者	委 員	委員長 金丸 浩一、 <small>委員長職務代理者</small> 金谷 和文、委員 中島 智子 委員 滝山 義之、教育長 小池 語朗																	
	事 務 局 説 明 員	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">学校教育部長 田澤 清一</td> <td style="width: 50%;">社会教育部長 野村 斉</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長 林 和也</td> <td>社会教育部次長 高橋 秀彦</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長 金子 圭一</td> <td>社会教育部次長 森山 素子</td> </tr> <tr> <td>学校教育部次長 片岡 晃恵</td> <td>文化振興課長 谷口 達治</td> </tr> <tr> <td>適正配置担当課長 和田 英邦</td> <td>公民館事業課長 福田 学</td> </tr> <tr> <td>教職員担当課長 林上 敦裕</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校保健課長 富山 剛</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学校保健課主幹 西野 明子</td> <td></td> </tr> </table>		学校教育部長 田澤 清一	社会教育部長 野村 斉	学校教育部次長 林 和也	社会教育部次長 高橋 秀彦	学校教育部次長 金子 圭一	社会教育部次長 森山 素子	学校教育部次長 片岡 晃恵	文化振興課長 谷口 達治	適正配置担当課長 和田 英邦	公民館事業課長 福田 学	教職員担当課長 林上 敦裕		学校保健課長 富山 剛		学校保健課主幹 西野 明子	
	学校教育部長 田澤 清一	社会教育部長 野村 斉																	
学校教育部次長 林 和也	社会教育部次長 高橋 秀彦																		
学校教育部次長 金子 圭一	社会教育部次長 森山 素子																		
学校教育部次長 片岡 晃恵	文化振興課長 谷口 達治																		
適正配置担当課長 和田 英邦	公民館事業課長 福田 学																		
教職員担当課長 林上 敦裕																			
学校保健課長 富山 剛																			
学校保健課主幹 西野 明子																			
事 務 局 職 員	教育政策課課長補佐 松浦 宏樹 同 教育政策係 鎌田 和宏																		
傍 聴 者	1人																		
公開・非公開の別	一部非公開																		
会 議 次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会議録署名委員 3 前回会議録 4 審議事項 <ul style="list-style-type: none"> ・議案第1号 平成27年度教育予算について ・議案第2号 旭川市学校教育基本計画（改訂版）の策定について ・議案第3号 就学助成制度の見直しについて ・議案第4号 旭川市立小・中学校適正配置計画（基本方針）（素案）に対する意見提出手続の実施について ・議案第5号 第3次旭川市子ども読書活動推進計画（素案）に対する意見提出手続の実施について ・議案第6号 旭川市西神楽公民館の指定管理者の指定について ・報告第1号 旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について ・報告第2号 旭川市立学校職員の訓戒措置（臨時代理）について ・報告第3号 旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について ・報告第4号 旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について 5 報告事項 <ol style="list-style-type: none"> (1) 平成26年第4回定例市議会の報告について (2) 旭川市立学校職員の懲戒処分について (3) 旭川市通学路安全推進会議の設置について (4) 平成27年旭川市成人を祝うつどいの開催結果について (5) 重要文化財旧旭川偕行社保存修理工事について (6) 学校図書館補助員の名称変更について 																		

- 6 その他
- 7 閉会

審 議 内 容	
発 言 者	発 言 要 旨
委 員 長	<p>《 開 会 》</p> <p>ただいまから、平成27年1月定例教育委員会会議を開会いたします。</p> <p>《会議録署名委員》</p>
委 員 長	<p>本日の会議録署名委員は、中島委員、小池教育長を指名します。</p> <p>《 前回会議録 》</p>
委 員 長	<p>会議録ですが、平成26年12月定例教育委員会会議（平成26年12月8日開催）の会議録については、既にお手元に配付されておりますが、これらの内容について御意見はありますか。</p>
各 委 員 長	<p>ありません。</p>
各 委 員 長	<p>御意見がありませんので、平成26年12月定例教育委員会会議の会議録については、承認することで御異議ありませんか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p>
各 委 員 長	<p>「異議なし。」と認め、平成26年12月定例教育委員会会議の会議録については、承認することといたします。</p> <p>なお、平成27年1月第1回臨時教育委員会会議（平成27年1月12日開催）の会議録については、現在調製中でございますので、調製後、承認するということがよろしいですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p>
各 委 員 長	<p>「異議なし。」と認め、平成27年1月第1回臨時教育委員会会議の会議録については、調製後、承認することといたします。</p>
委 員 長	<p>《 審 議 事 項 》</p>
委 員 長	<p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第1号「平成27年度教育予算について」、議案第6号「旭川市西神楽公民館の指定管理者の指定について」、報告第1号「旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市立学校職員の訓戒措置（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（2）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」ですが、その性質上、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書の規定により秘密会といたしたいと思っておりますが、いかがですか。</p>
各 委 員 長	<p>異議ありません。</p>
各 委 員 長	<p>「異議なし。」と認め、議案第1号「平成27年度教育予算について」、議案第6号「旭川市西神楽公民館の指定管理者の指定について」、報告第1号「旭川市立学校職員の処分内申（臨時代理）について」、報告第2号「旭川市立学校職員の訓戒措置（臨時代理）について」、報告第4号「旭川市立小中学校教職員人事の内申（臨時代理）について」及び報告事項（2）「旭川市立学校職員の懲戒処分について」は、秘密会とし、他の議案等の後に審議することといたします。</p>

片岡学校教育部長

議案第2号「旭川市学校教育基本計画（改訂版）の策定について」、説明願います。

議案第2号「旭川市学校教育基本計画（改訂版）の策定について」、説明します。

1月12日に開催された平成27年第1回教育委員協議会において御協議いただきました内容を踏まえ、「旭川市学校教育基本計画改訂版（素案）」に対する意見提出手続における意見と旭川市教育委員会の考え方」を修正しましたので、御確認いただきますとともに、旭川市学校教育基本計画（改訂版）について御審議をお願いします。

まず、議案第2号資料「旭川市学校教育基本計画改訂版（素案）」に対する意見提出手続における意見と旭川市教育委員会の考え方」を御覧ください。

受付番号2の「旭川市教育委員会の考え方」について、35人以下の学級編制の内容を追加しております。

次に、議案第2号別冊「旭川市学校教育基本計画（改訂版）」の2ページを御覧ください。

「教育に関わる国の主な動向等」について、小中一貫教育の制度化等について提言されている「子供の発達や学習者の意欲・能力等に応じた柔軟かつ効果的な教育システムの構築について（答申）」が平成26年12月22日付けで中央教育審議会において取りまとめられたことから、平成26年12月の記載を追加しております。

今後の予定でございますが、本日の会議において御決定いただきましたら、旭川市学校教育基本計画（改訂版）につきましても、各学校や関係機関等に配付し、「旭川市学校教育基本計画改訂版（素案）」に対する意見提出手続における意見と旭川市教育委員会の考え方」につきましても、意見提出手続事務取扱基準第11条の規定に基づき、意見提出者に回答するとともに、ホームページに掲載し公表する予定でございます。

委員長

議案第2号「旭川市学校教育基本計画（改訂版）の策定について」、御意見、御質問等はありませんか。

各委員

ありません。

委員長

それでは、議案第2号「旭川市学校教育基本計画（改訂版）の策定について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。

各委員

異議ありません。

委員長

「異議なし。」と認め、議案第2号「旭川市学校教育基本計画（改訂版）の策定について」は、原案どおり決定します。

次に、議案第3号「就学助成制度の見直しについて」、説明願います。

林学校教育部次長

議案第3号「就学助成制度の見直しについて」、説明します。

昨年の11月定例教育委員会会議において就学助成制度の見直し（素案）に対する意見提出手続の実施についてお諮りし、11月20日から12月22日までの間、市民からの意見を募集いたしました結果、個人165人と1団体から意見が寄せられました。

内容といたしましては、全体的には改善が図られているとの意見が見られましたが、その他特に多かった意見といたしましては、主に3つございました。

一つ目は、認定基準額を決めるために使用している生活保護基準に乗じる倍率を消費税の増税などを踏まえ、1.3倍にすべきとするものが100件ありました。

二つ目は、新入学用品費について、直ちに引き上げるべきとするものが41件ありました。

三つ目は、PTA会費、生徒会費、クラブ活動費などの費目の新設を直ちに実施すべきとするものが14件ありました。

これらの意見に対する教育委員会の考え方といたしまして、一つ目の倍

率の引上げについては、就学助成制度検討懇話会報告書を踏まえた素案の内容のとおり、現在就学援助を受けている世帯が、対象から外れることのないように倍率を平成27年度は1.25倍、平成28年度は1.28倍と段階的に引き上げる考え方とするものであること、また、国では平成26年4月の消費税増税に伴い生活保護基準を改定したところであり、平成27年度認定基準額につきましては、この改定後の生活保護基準を基にいたしますことから、増税を踏まえた認定基準額になること、二つ目の新入学用品費については、増額の必要性については認識しているところではありますが、中核市や道内主要市において、本市が現在支給しております国で示す金額を超えて支給している例がないことから引き続き増額に向け検討を進めること、三つ目のPTA会費等の費目の新設につきましては、本市の財政状況を見極めながら早期の実施に向け努力していくことなどを主な内容とする考え方で回答したいと考えているところであります。

就学助成制度の見直しにつきましては、ただいま御報告申し上げましたパブリックコメント、提出された意見と教育委員会の考え方、回答内容等を踏まえまして、先にお示ししましたパブリックコメントの素案のとおりの内容で決定したいと考えているところでございます。

一つ目の認定要件につきましては、準要保護世帯を認定するために使用している生活保護基準に乗じる倍率については、生活保護基準の段階的引下げに沿って、平成27年度は1.25倍に、平成28年度は1.28倍に引き上げること、世帯収入には学生アルバイトの収入は算入しないこと、65歳以上の家族については、世帯主等の扶養に入っている場合等を除き、世帯人数には加えないこと、認定要件としてこれまで認めていた「国民年金保険料の減免者」「国民健康保険料の減免者」「児童扶養手当の受給者」「生活福祉資金借受者」の4要件をなくし、世帯総収入額基準等で認定することとし、これまでのように世帯収入基準を超えていても他の要件で該当する逆転現象をなくすことといたします。

二つ目の助成費目につきましては、新入学用品費の助成時期を現在の6月から5月に早めること、小学校では、PTA会費を新たに加えること、中学校では、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費を新たに加えること、医療費助成について、特に虫歯治療に関わってこれまで認めていなかった予防衛生措置などを新たに加えることとしたほか、これまで認定審査の事務処理の関係などから、5月から医療費助成を行っていたものを、4月も対象とすることといたします。

この中で助成費目の新設や医療費助成の時期拡大等につきましては、現在予算編成作業中でありますことから、その結果を受けて計上された予算の範囲で実施したいと考えているところであります。

また、新入学用品費につきましては、就学助成制度検討懇話会報告書では実態を調査し引き上げることということであり、先ほどのパブリックコメントの回答でも御報告申し上げましたが、他都市において国の基準額を超えて支給している状況が見られないことなどから、実態調査結果による増額についての問題意識を持ちながら、引き続き検討していくこととするものであります。

以上のような内容で就学助成制度を見直すことにつきまして、御決定賜りますようお願い申し上げます。

なお、今後の日程であります。平成27年度の予算案決定を受け、2月には全小中学校の児童生徒を通じて関係書類を全保護者に配付しその内容を周知し、4月から新しい就学助成制度を進めてまいりたいと考えているところでございます。

委員長
中島委員

議案第3号「就学助成制度の見直しについて」、御意見、御質問等はありませんか。
医療費の援助について、う歯の援助対象を拡大するということが、

林学校教育部次長	う歯が発見されるのは学校で行われる健康診断時とは限らないですよ。
	う歯の治療については、これまでも対象となっていました。レントゲンを撮っただけで終わってしまった場合などについては治療に結び付いていないため対象としていませんでしたが、これからは対象とすることとし、歯磨き指導などについても対象としようとするものです。
中島委員長	う歯の発見については、学校で行われる健康診断時かどうかということにはこだわっておりません。
	健康診断のときにう歯があった場合などには、早く治療してくださいという文書を渡されて、学校にも結果を報告しなければならなかったと思います。そのときに発見されていなくても、その後う歯が発見されて治療した場合も対象となるのですか。
林学校教育部次長	はい。対象となります。
委員長	他に御意見、御質問等がありますか。
各委員長	ありません。
各委員長	それでは、議案第3号「就学助成制度の見直しについて」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。
各委員長	異議ありません。
各委員長	「異議なし。」と認め、議案第3号「就学助成制度の見直しについて」は、原案どおり決定します。
適正配置担当課長	次に、議案第4号「旭川市立小・中学校適正配置計画（基本方針）（素案）に対する意見提出手続の実施について」、説明願います。
	議案第4号「旭川市立小・中学校適正配置計画（基本方針）（素案）に対する意見提出手続の実施について」、説明します。
	本件につきましては、平成17年度に策定した旭川市立小・中学校適正配置計画が今年度をもって計画期間が終了することから、平成27年度から旭川市立小・中学校適正配置計画を新たに策定するため、当該計画（基本方針）の素案について、2月5日から3月6日までの間、市民意見を募集しようとするものです。
	今後、提出された意見を踏まえ、最終案を3月の教育委員会会議にお諮りしたいと考えております。
	素案につきましては、今年度設置いたしました、学識経験者や公募による市民などで構成する旭川市立小・中学校適正配置検討懇談会からの報告書を踏まえ作成したものでございますが、内容につきましては、市立小・中学校の適正配置を進めていく上での基本的な方針を示したものでございます。
	今後につきましては、基本方針策定後、次年度から基本方針に沿って個別の学校の適正配置の在り方を具体的に示した個別の計画について、別途市民参加の手法を取り入れながら、できるだけ早期に策定する予定でございます。
	それでは、本計画（基本方針）（素案）につきまして、概要版に沿って説明させていただきます。
	はじめに、「1 本市の現状と課題」についてであります。
	まず、1点目は、児童生徒数が、昭和57年をピークに減少傾向にあり、学校の小規模化にどのように対応していくのかという課題があります。
	2点目は、小・中学校の通学区域の状況であります。一つの小学校の卒業生が複数の中学校に進学することになってしまう小学校が55校中15校あり、学校・家庭・地域との連携を推進するために、通学区域の整合を図っていく必要があります。
	3点目は、学校施設の老朽化が進んでおり、長期的な視点に立ち、バランスの良い学校配置の在り方を整理した上で施設整備を行っていく必要があります。
	これらの課題を踏まえ、次に、「2 適正配置の考え方」であります。

7つの考え方で構成しております。

1点目は、「適正な学校規模の確保」であります。適正な学校規模は、3つの観点から、通常学級数に応じて、小学校においては12学級から18学級とし、中学校においては9学級から18学級としており、適正規模から乖離している過小規模校を統廃合の対象としました。

また、新しい要素として、「小学校において通常学級の児童数が100人以下の小規模校」を統廃合の対象校として位置付けています。

小学校の場合、小規模校でも学校全体の児童数が100人以下になると、十分な教員配置ができなくなるほか、様々な教育活動の場面において、望ましい規模の集団を確保することが困難になりますことから、今回位置付けたところであります。

2点目は、「学校・家庭・地域の連携を踏まえた通学区域の設定」であります。先ほど小学校15校において、進学区域の不一致があると説明いたしましたが、これを一致させ、小学校から中学校への円滑な接続を推進するとともに、合わせて、学校・家庭・地域の3者が連携するために可能な限り地域コミュニティと整合も図ることとしています。

3点目は、「望ましい通学距離と通学支援」であります。標準的な通学距離を、国の標準と同じ小学校でおおむね4km以内、中学校でおおむね6km以内とし、遠距離通学者には適切な通学支援を行うこととしています。

4点目は、「統廃合を見据えた学校施設の整備」であります。学校施設の配置は通学環境をはじめ立地条件を十分に勘案した上で決定し、既存の学校施設を有効活用することとしています。施設の位置が通学区域内で偏っている場合については、他の適地への移転も検討することとしております。

5点目は、「地域拠点校の存置」であります。本市の支所がある旧合併地域において、地域の拠点的な役割を果たしてきた学校を地域拠点校として、東旭川、東鷹栖、西神楽、江丹別の地区に小・中学校を1校ずつ存置することとしております。なお、現在または将来において数年度にわたり欠学年が生じ、教育指導面や学校運営面で著しい支障を及ぼすと考えられる場合には、統廃合を検討する対象としております。

6点目は、「特認校制度の存続」であります。教育の多様性を確保するため、一定の条件の下、通学区域外からの通学を許可する学校を特認校としていますが、これを存続しようとするものです。現在は、富沢小と小中併置校の旭川第5小・桜岡中を指定していますが、今後、保護者のニーズを踏まえ、全市的な配置バランスに留意して配置の在り方を検討していきます。なお、新たな要素として、現在の特認校の通学区域内に居住する児童生徒は、適正規模校での学ぶ機会を確保するため、隣接する学校への入学を認めることとしています。

7点目は、「地域合意の形成」であります。統廃合や通学区域の見直しに当たっては、地域合意を得ることを原則としたところであり、現計画と同様です。

以上の適正配置の考え方に基づいて、適正配置を4つの進め方で推進することとなります。

1点目は、「ブロック別計画の策定」であります。統廃合や通学区域の見直しをする場合、その及ぼす影響の範囲が、市内を流れる主要河川で区切られた生活圏に限定されていること、あるいは、主要な河川をまたいだ通学区域はないことに着目して、5つのブロックに分割し、本基本方針を踏まえ、将来のあるべき学校配置の将来像を具体的に示した「ブロック別計画」を別に策定することとしています。

なお、先ほども申し上げましたが、ブロック別計画につきましても、本基本方針を策定した後、次年度に入り速やかに策定に着手したいと考えております。

2点目は、「計画期間」であります。施設整備の面で長期的な視点が必要ですし、社会情勢等の変化によって児童生徒数が変化することも考えられるため、平成27年度から平成41年度までの15年計画とし、5年ごとの3期に区切り、本基本方針及び今後策定するブロック別計画の点検・見直しの機会を設けることとしました。

そして、第1期には過小規模校の統廃合及び通学区域の見直しを、第2期には小規模校の統廃合を行っていくことを原則としております。

3点目は、「合意形成の在り方」であります。その進め方としては、まずは保護者の合意を得て、次に地域住民との合意を得ていくというステップを踏んで進めていくこととしております。

4点目は、「廃校校舎の跡利用」であります。統廃合に当たって、地域住民の関心事は校舎の跡利用であり、特に、地域において拠点的な役割を果たしてきた地域拠点校については、「地域コミュニティの核としての機能を維持できるよう努める」としております。

以上が、素案の内容でございます。よろしくお願いたします。

委員長

議案第4号「旭川市立小・中学校適正配置計画（基本方針）（素案）」に対する意見提出手続の実施について、御意見、御質問等がありますか。

先に確認したいのですが、文部科学省が策定する手引は正式にはまだ決定されていないのですか。

適正配置担当課長
委員長

新聞報道等はされておりますが、本市教育委員会には未着であります。

これまで検討してきた計画の基本方針ではありますが、新聞報道等を見た範囲で修正等を必要とするようなことはありますか。

適正配置担当課長

新聞報道等の内容を確認する限りは、文部科学省の手引と基本方針の間に関わり離れた部分はないかと思っております。

中島委員

適正配置を進めるに当たっては長い年月が掛かりますが、最初の5年といっても、子どもの数が半分くらいにしかデータ的にはなっていないような状況で、また5年となるとまた減るかも知れなかったり、そういう長いスパンで見ると出生率などもいろいろ関係してきますよね。そのときにはそれに応じて軌道修正をされると思いますが、近隣の町村に若い子育て世代が移動している現状を踏まえると学校の数や規模だけでなく、他の部局との連携も大切になってくると思っております。若い世代はお金がなく、中心市街地には住みにくいため、より生活が楽な町村に移ってしまう現状があると思っております。それを踏まえると学校を適正に配置したからといって子どもが集まるということにはならないという不安が将来的にはあると思っております。そういうことも関係部局と連携して調査していくことも必要になってくると思っております。

もう一つは、特認校の存続についてです。今は旭川第5小と桜岡中は併置校なので小中で授業も関わり合いながら行っていると思っておりますが、富沢小には小学校しかないため、中学校は近隣の中学校に行くこととなります。小中連携・一貫教育という考え方と特認校である富沢小との位置付けが少しずつずれているのではないかと考えさせられてしまいます。富沢小は、近所の子どもだけでなく全市から通学しているので、富沢小の付加価値ということもありますが、小中連携・一貫教育を全市的に進めて行くということであれば、富沢小のことも視野に入れなければならないのではないかと心配していました。

もう一つは、望ましい通学距離の設定についてです。遠距離通学者には必要な通学支援を行うとありますが、どういう支援を行うかということは想定しているのですか。

適正配置担当課長
中島委員

現在も制度としてあります。

自転車通学する場合の時間は徒歩で通学する場合の時間の半分になると思いますが、通学支援の基準としてはあくまで徒歩を基準に考えるということですか。

教	育	長	<p>徒歩であれば、1時間以内と考えるとおよそ4kmが一つの目安です。そうすると現在の基準である6kmよりも狭まることになります。しかし、中学生くらいになると一般的な移動手段としては自転車が主流となるのであれば自転車を主として考えるべきだと思います。もう一つは、自転車は一般道路だけでなく、例えば堤防を活用するなどいろいろなことが考えられますのでそういうことを含めてフレキシブルに対応してもいいと思います。</p> <p>特認校については、需要は確かにあります。あえて自らの校区の学校に行かずに特認校に行かせたいという保護者の方は間違いなくいます。旭川第5小・桜岡中と富沢小を考えると地理的に必ずしもこれがベストなのかということを考えておかなければなりません。それから小・中学校の関係や東西を二分するような形で特認校を配置できないかということなどいろいろなことを考えておく必要があると思います。あえてここでの説明では、富沢小を引き続き特認校とすることは言っていません。今後、ブロック別だとか特認校制度ということを考えながらどういうふうにしていくのがベターなのかということが可能性として残されていると考えたほうが良いと思います。</p>
委	員	長	<p>特認校のことについては、教育長から説明がありましたが、この後基本方針がパブリックコメントにかけられて、これがよしとなれば、特認校についてはどうするのかということなどがブロック別計画の中で検討されるということですね。その際に中島委員からお話のあったことを含めて検討していくということによろしいですね。</p> <p>それから通学距離の問題については、徒歩か自転車かという話がありましたが、国も含めておおむね小学校4km、中学校6kmとなっており、懇談会でも良いということでした。手引では時間の観点でおよそ1時間とされています。そういったことも頭に置いて基本方針では、小学校おおむね4km以内、中学校おおむね6km以内とするということですね。</p> <p>それから途中で児童生徒数を中心として、状況が変わったときの対応についてフレキシブルに対応するのかということについては、計画としては15年の計画期間としながら、5年ごとに見直しを行うという案ですがこれについてはいかがですか。</p>
教	育	長	<p>当然であると思います。現状でも近文第1小では目の前に団地ができたため子どもの数が急増し校舎が狭隘になってしまったということもあります。あるいは政策的に子育て世代に市街地に住んでもらおうということで北彩都地区に団地を作るという話もありますので、そういった動きも見ながら対応していく必要があると思います。この15年間は固定的に変更しないということは間違いであると思います。</p>
学	校	教	<p>まちづくり全体の話になりますので、そういう意味では新年度から総合教育会議もありますので、そういったことを活用し、学校としては教育環境をいかに充実させるかということと、違う観点で集落をどのように維持していくのかということなどいろいろな観点がありますので、市長部局と連携しながら行っていくことになると思います。</p>
委	員	長	<p>まちづくりと大きく関わることですので、適切に柔軟に対応するということですね。</p>
教	育	長	<p>私の気持ちとして最初に行いたいのは校区の是正です。一つの小学校から二つあるいは三つの中学校に通うような校区設定があります。小学校の同じ仲間がばらばらになって中学校に行ってしまうというのは、人格形成上のことも含めて問題があるのではないかと思います。やはり同じ小学校から同じ中学校に通った方が人間関係づくりも含めて良いと思います。そのことの是正を最初に手がけたいと思います。</p>
中	島	委	<p>その際には、幅というものがありますよね。例えば、いじめられている人とは一緒の中学校に行きたくないということもありますよね。</p>
教	育	長	<p>そういうことや、兄が進学している学校なのに弟は進学できないなど、</p>

中島委員	<p>そういうふうに画一的に何年何月から変更してしまうということはいけません。</p>
教育長	<p>例えば、この小学校であればA中学校に進学するけれども、同じクラスの子どもたちとは一緒に進学することは無理なのでB中学校に行きたいという人は相談に応じる余地はあるということですよね。</p>
委員	<p>現在もあります。例えば、中学校の部活動というのは学校活動全体の中で大きな課題です。サッカーをどうしても続けたいがA中学校にはサッカー部がなくB中学校にあるのでB中学校に行きたいというときには相談を受けていますので、当然そういうことはあっても良いと思います。</p>
教育長	<p>現在の制度の中でも柔軟な対応を取っており、それはこれからも保障されるということです。中島委員から、小学校から中学校まで同じ環境や考え方の中で育てていくということと、そこにも人間関係が固定化するなどして様々な問題が出ているという状況も旭川市だけでなく全国的に指摘されていることでもありますので、それらの問題も頭に置きながら進めていくことになると思います。</p>
委員	<p>問題は次のブロック別計画ですね。これによって全市的な観点からどこに立地すべきかという話も含めて対応することになりますので相当シビアな計画になっていかざるを得ないと思います。</p>
各委員	<p>具体化した段階でいろいろな意見が出てくるだろうと思います。基本的な考え方については、基本方針をパブリックコメントにかけて意見を出していただき、より良いものにしていくということですね。</p> <p>他に御意見、御質問等がありますか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
各委員	<p>それでは、議案第4号「旭川市立小・中学校適正配置計画（基本方針）（素案）に対する意見提出手続の実施について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
委員	<p>異議ありません。</p>
委員	<p>「異議なし。」と認め、議案第4号「旭川市立小・中学校適正配置計画（基本方針）（素案）に対する意見提出手続の実施について」は、原案どおり決定します。</p>
高橋社会教育部次長	<p>次に、議案第5号「第3次旭川市子ども読書活動推進計画（素案）に対する意見提出手続の実施について」、説明願います。</p>
高橋社会教育部次長	<p>議案第5号「第3次旭川市子ども読書活動推進計画（素案）に対する意見提出手続の実施について」、説明します。</p>
高橋社会教育部次長	<p>まず、昨年12月8日に開催された平成26年12月定例教育委員会会議において御指摘のあった事項について、社会教育部の対応を御報告いたします。</p>
高橋社会教育部次長	<p>平成26年12月定例教育委員会会議におきましては、第3次旭川市子ども読書活動推進計画の素案を12月10日に開催する第2回旭川市子ども読書活動推進計画策定委員会において御審議をいただき、取りまとめられた計画の素案について意見提出手続に付する旨を御報告したところでありますが、小池教育長から、当該策定委員会において計画の素案がまとまらなかったり時間を要することになれば、確定している日程だけでなく、随時、臨時の策定委員会を開催することなども必要になるという問題意識を持つようにとの御指摘がありました。</p>
高橋社会教育部次長	<p>社会教育部としてもこうした御指摘を踏まえ、第2回の策定委員会において御審議をいただいたところであり、計画の素案に対する様々な御意見や御提言がありましたが、最終的には修正案として取りまとめたいただき、この修正案を意見提出手続に付することで合意をいただいたことを改めまして御報告いたします。</p>
高橋社会教育部次長	<p>今般、計画の素案については策定委員会において合意を得ることができましたが、旭川市市民参加推進条例の趣旨からいたしますと策定委員会の</p>

庶務を掌る事務局としては、やや拙速な対応であったことは否めないと認識しているところであり、今後、策定作業に市民の意見が十分反映されるようなスケジュールを組むなど、適切に対応してまいりたいと考えておりますので御理解を賜りたいと存じます。

それでは、第3次旭川市子ども読書活動推進計画（素案）につきまして御説明いたします。

第3次旭川市子ども読書活動推進計画（素案）は、「第1章 子ども読書活動推進のための基本的考え方」、「第2章 子ども読書活動推進のための具体的取組」の2部構成としております。

第1章は、総論部分に当たりまして、「子どもの読書活動の意義と役割」、「子ども読書活動推進事業の取組経過」など8項目で構成しております。

第2章は、各論部分に当たりまして、図書館、家庭・地域、幼稚園・保育所等、学校の4つに分類し、それぞれにおける、第2次計画の成果や課題を整理するとともに、それらを踏まえた第3次計画の取組の考え方や方策を記載しております。

意見提出手続につきましては、本日の教育委員会会議で御審議いただいた後、旭川市市民参加推進条例第11条第1項の規定及び旭川市教育委員会の所管に係る旭川市市民参加推進条例施行規則に基づき、本年2月2日から3月4日までの期間で実施しようとするものでございます。

委員 長 議案第5号「第3次旭川市子ども読書活動推進計画（素案）に対する意見提出手続の実施について」、御意見、御質問等がありますか。

教育 長 こういう章立てが分かりやすいのだろうかと思になります。第1章の基本的な考え方は良いと思いますが、第2章ではこれまでの取組の成果や課題を取り上げている一方で今後の取組を個別に載せています。その方が分かりやすいのかどうか分かりません。例えば、第2章にはこれまでの取組と課題があり、第3章には今後の取組があればもっと分かりやすいのではないかなどいろいろな考え方がある気がします。第2次計画もこれと同じづくりです。これからパブリックコメントにかけるのは良いとして、より分かりやすい記載の仕方なども事務的には考えても良いと思います。具体的には、11ページから第2章となっており、今後の取組については22ページから記載されています。21ページまでは、「何々をしました」「何々という課題があります」ということだけが記載されています。「何々をします」ということは22ページから記載されています。この記載の仕方が本当に分かりやすいのだろうかと思になりました。そういう意味では、パブリックコメントの結果も踏まえつつ、もう少しどうすれば分かりやすいかということも検討を更に進めてほしいと思います。中身について変更するということではなく章立てをもう少し分かりやすくしてほしいという意味合いですので、そこら辺についてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員 長 第2次計画については今回の第3次計画と同じづくりということですね。教育長からは、内容的には良いということをお前提にして、第2章の各論の部分については、具体的には成果と課題に留めて、第3章で第3次計画での取組を記載するようなづくりの方が分かりやすいのではないかと御意見ですね。

教育 長 はい。そうです。

高橋社会教育部次長 第2次計画を踏襲してこのような構成としたところではありますが、教育長の御意見のとおり、現状や課題という部分と今後の取組については別の章立てにする方が分かりやすく計画らしい部分が出てくるかと思ひます。

御意見を踏まえまして、パブリックコメント終了後には策定委員会を開催する予定でありますので、その場に改めて提案をしたいと思ひます。

委員 長 パブリックコメントはこの計画（素案）のまま行うということとして、章立てについては、パブリックコメントが終わってから更に研究をすると

教 育 長	<p>ということですから、変更するのであれば改めて検討したいと思います。この件に関してはよろしいですか。</p>
委 員 長 中 島 委 員	<p>内容を変更するというではありませんので、より分かりやすい章立てにした方がよいという意味で検討していただければと思います。</p>
教 育 長 中 島 委 員	<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p> <p>量的な部分については、これまでの第2次計画の評価が前半に記載されているので、読み進めて行くとそうなのかと納得がいき、それに対してこういった課題が出てきて、その課題を解決すべく第3次計画の取組が記載されているというのは分かりやすいのですが、その配分が同じくらいの方が良いと思います。前半の評価の部分が丁寧で分かりやすいのですが、その後の課題と取組の部分が少し薄い印象になっていると思います。成果と課題と取組を同じくらいの配分にした方が良いと思います。</p>
委 員 長	<p>今後の取組を第3章に分けると項目の羅列になってしまうのでなかなか難しいところだとは思いますが、</p>
林学校教育部次長	<p>課題は別に出てくるので、その課題をいかに具体的な取組に変えていくかが大事だと思います。</p>
教 育 長	<p>大事なのは、第3次計画において何を取り組んでいくのかということです。それを強く印象付けることができなければなりません。そういったことを含めて検討してください。</p> <p>一つ確認したいのですが、40ページの「学校図書館の図書資料の充実」にある学校図書館図書標準達成率は100%達成しているのですか。</p>
委 員 長 林学校教育部次長	<p>いいえ。達成していません。第2次計画では平成26年度で100%とする計画でしたが達成していません。中学校はほぼ100%に近いのですが、小学校は低いところもあります。図書標準に達していない学校には予算を厚く配分して整備するように進めているところです。</p>
委 員 長	<p>文部科学省の蔵書冊数の標準は、児童生徒数ではなく学級数によって設定されています。そうすると小規模校と大規模校でも学級数は大きくは変わりませんので、小規模校であればあるほど手厚くなります。そういうことを考えると実際に配分する際には本当に良いのだろうかと考えざるを得ません。</p>
各 委 員 各 委 員	<p>もう一点は、子どもの興味・関心の関係で廃棄する本も相当数ありますのでなかなか図書標準に達しないということもあります。しかし、これまでも努力してきていますので、100%を超えてから子どもの人数に着目することをその後に考えても良いと思います。</p>
各 委 員 各 委 員	<p>国からの地方交付税交付金は一般財源ですか。</p>
片岡学校教育部次長	<p>はい。地方交付税交付金の財政措置はされていますがなかなか難しいです。</p>
片岡学校教育部次長	<p>予算配分がありますので難しいのはよく分かります。</p> <p>他に御意見、御質問等がありますか。</p>
片岡学校教育部次長	<p>ありません。</p> <p>それでは、議案第5号「第3次旭川市子ども読書活動推進計画（素案）に対する意見提出手続の実施について」は、原案どおり決定することで御異議ありませんか。</p>
片岡学校教育部次長	<p>異議ありません。</p> <p>「異議なし。」と認め、議案第5号「第3次旭川市子ども読書活動推進計画（素案）に対する意見提出手続の実施について」は、原案どおり決定します。</p>
片岡学校教育部次長	<p>次に、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告願います。</p>
片岡学校教育部次長	<p>報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、報告します。</p>
片岡学校教育部次長	<p>平成26年12月4日付けから平成27年1月13日付けまでの旭川市</p>

		<p>教育委員会事務局職員等の人事異動につきまして、緊急に処理する必要があるため、旭川市教育委員会事務委任規則第1条第2項の規定により、報告第3号別紙のとおり教育長が臨時に代理し、同条第3項の規定により報告するものであります。</p> <p>主なものとしたしましては、平成26年12月4日付けの旭川市中央図書館副館長の退職に伴う、12月5日付けの旭川市中央図書館事務係長の異動のほか、平成27年1月1日付けの事務補助臨時的任用職員及び相談員の任用によるものとなっております。</p>
委員	長	報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」、御意見、御質問等がありますか。
教育	長	図書館の副館長については、現職でお亡くなりになってしまいました。皆さんにも是非健康管理をしっかりと行っていただければと思います。
委員	長	健康管理については十分留意していただきたいと思います。
各	委員	他に御意見、御質問等がありますか。
委	員	ありません。
各	委員	それでは、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承することで御異議ありませんか。
委	員	異議ありません。
		「異議なし。」と認め、報告第3号「旭川市教育委員会事務局職員等の人事異動（臨時代理）について」は、報告のとおり了承します。
		《 報告事項 》
委員	長	それでは、報告事項に入ります。
		報告事項（1）「平成26年第4回定例市議会の報告について」、報告願います。
学校教育部長		報告事項（1）「平成26年第4回定例市議会の報告について」、報告します。
		平成26年第4回定例市議会は、会期が平成26年12月12日から12月24日までの通算13日間で開かれました。
		定例市議会に先立ちまして、経済文教常任委員会が12月9日に開かれておりまして、報告事項（1）資料につきましては経済文教常任委員会からの質問及び答弁要旨として整理しております。
		経済文教常任委員会におきましては、質問者は1名で、石川委員から、中学生の職場体験について質疑がございました。中学生の職場体験をいつから実施しているのか、学習指導要領に基づくものなのか、目的はどのようなものなのか、どのような企業等を訪問しているのか、自衛隊を選んでいる学校はあるのか、自衛隊での職場体験の内容はどのようなものなのか、職場体験の訪問先として自衛隊を選んでいることに対して教育委員会としてはどのように受け止めているのかといった内容の質疑がございました。答弁の要旨は資料に記載させていただいたとおりでございます。
		次に、一般質問が12月17日から12月19日までの3日間ございまして、質問者14人中7人から教育委員会に対し質問がありまして、その内5人が学校教育部、2人が社会教育部に対する質問でありました。
		まず、学校教育部で申し上げますと、公明党の高花議員から、本市の学校臨時職員の採用について、人数とその割合、市の事務補助などの臨時職員と学校の臨時職員の任用の違いはどうなっているのか、どうしてそのような任用となっているのか、社会保険の関係から10か月あるいは通年雇用にした方が良くと思うがそれに対する見解を示してほしい、技能労務職を廃止しているが臨時職員を配置している中で用務員としての対応や業務面での技術の向上も大切と考えるが学校教育部としてどのように取り組んでいるのか示せ、さらには、今後検討の余地があるのかどうか教育長の

見解を伺うといった内容でございました。教育長からは、用務員業務のより良い体制づくりについて今後検討していく中で対応していきたい旨の答弁をしております。自民・旭川会議の佐藤議員からは、学校給食について、学校給食の実施状況と給食費の未納について、学校給食の食材について、中国産食材の現況と安全性の認識、地産地消の取組、食物アレルギーについて、さらには、児童生徒に対する防犯について、防犯の取組状況と過去の被害状況、今後の取組体制強化について質疑があったところです。民主・市民連合の松家議員からは、就学助成制度について、就学助成制度の現状と今後、塾費用の助成についての質疑がありました。また、民主・市民連合の高見議員からは、冬季のスポーツ振興と観光施策について、スキー授業の実施状況とその指導体制、アルペンスキーの保護者の出費負担等に対する市の対策について、スキー授業の継続が必要であるという考えがあるがそれについての市の見解についての質疑がございました。日本共産党の石川議員からは、子どもの貧困をなくすための子育て支援施策について、就学助成制度の見直し案の大まかな内容を示せ、認定要件についての根拠、国が今後住宅扶助費や冬季加算額を引き下げることに對して対応はどのようにするのか、PTA会費、生徒会費、クラブ活動費を助成対象とすることは評価するが来年度から実施するのかといったことについての質疑がございました。

また、学校教育関係で申し上げますと、本会議直接質疑が12月24日にありまして、学校教育部が平成26年度一般会計補正予算で聖園中学校施設等整備費関係の予算を計上しましたので、日本共産党の太田議員から、聖園中学校施設等整備費の内容、今回補正しなければならない理由、北海道教育委員会の改修工事はどのような内容になるのか、今回の補正以外に旭川市が行う改修工事はあるのか、北海道教育委員会から土地建物の賃貸料はいくら徴収する予定になっているのか、開校まで市による条件整備は必要であるが設置者は北海道教育委員会であることから賃借料を負担してもらうことについての市のスタンスはどうかといった質疑がございました。

次に、社会教育関係ですが、無党派Gの金谷議員から、社会教育に関する政策について、井上靖邸の書斎、応接間等の推進について質疑がございました。自民・旭川会議の蝦名議員からは、市長公約について、安心安全なまちづくりについてということで、具体的には、家庭教育の支援、今ある家庭教育相談室の充実を含めて検討してほしいがその見解を聞きたいといった質疑がございました。

以上が、第4回定例会市議会と先立って開催された経済文教常任委員会での質疑内容であります。

委員 長
各委員 員
委員 長

報告事項(1)「平成26年第4回定例会市議会の報告について」、御意見、御質問等がありますか。

ありません。

それでは、報告事項(1)「平成26年第4回定例会市議会の報告について」は、報告を受けたこととします。

次に、報告事項(3)「旭川市通学路安全推進会議の設置について」、報告願います。

学校保健課長

報告事項(3)「旭川市通学路安全推進会議の設置について」、報告します。

通学路の交通安全確保につきましては、平成24年に全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、これ以降全国的に小学校の通学路において、市町村教育委員会と学校や警察、道路管理者などの関係機関が連携した緊急合同点検を実施しているところです。

本市におきましても、平成24年以降、これまで、関係者と連携しながら、毎年、通学路の合同点検を実施し、歩道の整備や横断歩道等の設置に

向けた関係機関などへの要望を行う等必要な対策を講じているところでございますが、今後とも通学路における安全確保に向けた取組を定着させていくために、文部科学省からの依頼を踏まえ、警察や国・道・市等の交通安全に関わる関係機関等で構成する旭川市通学路安全推進会議を設置し、関係機関の連携体制を構築するとともに、通学路の安全確保に関する取組の基本方針を策定し、児童生徒の通学時における交通安全の確保を図っていくものでございます。

なお、この推進会議の設置によりまして、市道等における通学路の改修工事において、必ずということではありませんが一定の条件の下、国からの補助金が見込まれることから、本市土木部からの要望により平成26年度内の設置としたところでございます。

旭川市通学路安全推進会議の所掌事項につきましては、報告事項(3)資料にあります、旭川市通学路安全推進会議設置要綱第2条第1号及び第2号に規定し、推進会議の組織につきましては、同要綱第3条に規定しておりますので御覧ください。

基本方針の策定に当たりましては、学校からの交通安全施設整備等の要望を基に引き続き合同点検を実施することとし、継続的に通学路の安全を確保すため、PDCAサイクルにより、対策効果の把握、対策の改善などを図っていくことといたします。

なお、今後のスケジュールといたしましては、2月5日に推進会議を開催し、推進会議の目的と趣旨及び平成27年度の取組について確認することとしております。

平成27年度におきましては、例年実施しておりますが、5月には交通安全施設整備等の要望を集約し、6月に第1回の推進会議を開催し、要望の集約状況の確認と新規要望事項の協議を行うとともに、7月から合同点検を実施し、来年2月頃に第2回の推進会議を開催する予定です。

委員長

報告事項(3)「旭川市通学路安全推進会議の設置について」、御意見、御質問等がありますか。

各委員

ありません。

委員長

それでは、報告事項(3)「旭川市通学路安全推進会議の設置について」は、報告を受けたこととします。

次に、報告事項(4)「平成27年旭川市成人を祝うつどいの開催結果について」、報告願います。

森山社会教育部次長

報告事項(4)「平成27年旭川市成人を祝うつどいの開催結果について」、報告します。

去る1月12日、旭川市民文化会館におきまして、午前11時、午後2時の2回に分けて成人を祝うつどいを開催いたしました。教育委員の皆様には御多忙の中、御出席を賜りまして大変ありがとうございました。

今年の参加者数は、午前の部1,039名、午後の部1,098名、合計2,137名でありました。対象者数が2,901名でございますので73.7%の方に参加いただいたところであります。

今年は、オープニングといたしまして、よさこいソーランチーム旭川北の大地による演舞、次に市長挨拶等の式典、最後にアトラクションといたしまして、陸上自衛隊第2音楽隊による演奏というプログラムであり、全体を通して大きな混乱もなく終えております。

このほか、手話通訳を一般社団法人旭川ろうあ協会、着物の着付け直しを旭川きものコーディネーター講師会、呈茶を表千家同門会旭川支部にお願いする等関係の皆様への御協力をいただき開催することができました。

また、大ホールホワイエにおいては、メッセージを記入して貼っていただくメッセージボードと、記念撮影ができるコーナーを用意し、成人の方に好評をいただいたところであります。

このつどいは、新成人等による実行委員が企画運営しておりますが、当

委員	長	日実行委員につきましてはやや緊張している様子も見られましたが、それぞれの役割をしっかりと果たしておりました。実行委員会につきましては、事業報告等を行う最終の会議を開催して解散することとなっております。
各委員	委員 長	報告事項（４）「平成２７年旭川市成人を祝うつどいの開催結果について」、御意見、御質問等はありません。
文化振興課長	長	それでは、報告事項（４）「平成２７年旭川市成人を祝うつどいの開催結果について」は、報告を受けたこととします。
文化振興課長	長	次に、報告事項（５）「重要文化財旧旭川偕行社保存修理工事について」、報告願います。
文化振興課長	長	報告事項（５）「重要文化財旧旭川偕行社保存修理工事について」、報告します。
文化振興課長	長	本工事につきましては、昨年１２月２４日、第４回定例市議会におきまして契約締結の議案が可決されましたので御報告申し上げます。
文化振興課長	長	旧旭川偕行社は、現彫刻美術館でございますが、耐震補強及び老朽箇所の修理を目的に、平成２４年度から５か年にわたる大規模改修を実施しているところであり、これまでに、平成２４年度は、第１期工事として半解体工事を、平成２５年度から２６年度にかけては、第２期工事として基礎補強工事を進めてまいりました。
文化振興課長	長	今回の工事は、第３期工事に当たるものでありまして、その内容といたしましては、筋交いの追加等による建物本体の構造補強、破損した部材の取替や修理・各部の塗装、屋根の葺替えなどを行うもので、工事期間は平成２９年３月までとなっております。
文化振興課長	長	この工事のほかに外構等の整備や、彫刻の搬入・設営、事務所の移転等を行いまして、平成２９年度に彫刻美術館としての再オープンを予定しております。
委員	長	報告事項（５）「重要文化財旧旭川偕行社保存修理工事について」、御意見、御質問等はありませんか。
各委員	委員 長	ありません。
各委員	委員 長	それでは、報告事項（５）「重要文化財旧旭川偕行社保存修理工事について」は、報告を受けたこととします。
各委員	委員 長	次に、報告事項（６）「学校図書館補助員の名称変更について」、報告願います。
片岡学校教育部長	長	報告事項（６）「学校図書館補助員の名称変更について」、報告します。
片岡学校教育部長	長	学校図書館を活性化し、児童生徒の読書活動を推進するため、平成１７年度から学校図書館担当事務職員として嘱託職員の学校図書館補助員を配置してまいりました。平成２７年度は、事業開始から１０年を経過し、新年度当初の中央中学校への配置をもって、拠点校方式による派遣配置も含めた全校配置を達成する予定です。
片岡学校教育部長	長	これまで、学校図書館補助員のような学校図書館担当事務職員には法的な位置付けはありませんでしたが、平成２６年６月２７日に学校図書館法の一部を改正する法律が公布され、学校司書として位置付けられました。
片岡学校教育部長	長	今回の改正は、学校図書館業務に従事する職員を置くことが目的であり、名称を学校司書に統一するように求めるものではありませんが、事業開始から１０年の経過と拠点校方式による派遣配置を含めた全校配置を達成する節目に、学校図書館法の改正により学校司書が法制化されることは、またとない機会であり、これまで名称の変更を希望する声も現場から寄せられていましたことから、従事者の意欲向上、ひいては事業の効果的な推進に有益であると判断し、新年度から名称を「学校図書館補助員」から「学校司書」に改めることといたしました。
委員	長	報告事項（６）「学校図書館補助員の名称変更について」、御意見、御質問等はありませんか。

片岡学校教育部長	<p>学校司書となることで資格要件はあるのですか。</p> <p>資格要件等は特段ありません。今回、国で議論されたときにも資格について議題に上がりましたが、現在国から示されたものではありません。その理由としては、学校司書に資格要件を定めた場合、現在地方自治体が独自に行っている学校図書館業務に従事している方が資格要件を満たさなくなる場合もあることから、その影響が非常に大きいと考え慎重に議論をしていく必要があるとして現時点では資格要件はありません。</p>
委員長	<p>司書教諭については資格が必要ですよ。</p>
片岡学校教育部長	<p>はい。必要です。</p>
委員長	<p>社会教育の図書館の司書についても資格が必要ですが、学校司書については資格が必要ないということで、学校司書に名称を変更しても問題はないということですね。</p>
各委員	<p>他に御意見、御質問等がありますか。</p>
各委員	<p>ありません。</p>
各委員	<p>それでは、報告事項（６）「学校図書館補助員の名称変更について」は、報告を受けたこととします。</p>
	<p>《 そ の 他 》</p>
委員長	<p>他に、何かありますか。</p>
各委員	<p>ありません。</p>
事務局職員	<p>ありません。</p>
	<p>《 秘 密 会 》</p>
委員長	<p>ここからは、秘密会といたします。</p>
	<p>【以下、非公開】</p>